(文教科学委員会)

著 作 権 法 の 部 を 改正する 法 律 案 閣 法 第一一八号)(先 議 要旨

本 法 律 案 は、 著 作 権 制 度 を めぐる 内 外 の 情 勢 の 変 化 に . 対 応 ŕ 著 作 権 等 の 適 切 な保護 に 資 する た め、 映 画

の 著 作 物 の 著 作 権 の 存 続 期 間 を 延 長 するととも に 著 作 権 等 を 侵 害さ れ た 者 の 救 済 を 义 る た め の 制 度 を 充 実

に す ź た め の 措 置 等 を 講じ ようとする も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の ح お IJ で あ

す

る

ほ

か、

著

作

物

等

の

公

正

な

利

用

を

义

る

た

め、

教

科

用

拡

大図

書

の

作

成、

遠

隔

授

業

等

をよ

IJ

円

滑

に

行

えるよう

映

画

の

著

作

物

の

著

作

権

の

存

続

期

間

を

公

表

後

五

+

年

か

ら公

表

後

七

+

年

に

延

툱

す

ること。

教 科 用 义 書 に 掲 載 れ た 著作 物 は、 弱 視 の 児 童 又 は 生 徒 の ジ 学 習 の 用 に 供す る ため、 当 該 教科 用 図 書 に 用

L١ 5 れ て しり る文字、 义 形 等 を拡大 U 7 複製 す ることができることとすること。

学校そ の 他 の 教 育 機 関 に お 11 て 授業を受ける者は、 そ の 授 業の 過 程にお け る 使用に供することを目的 ع

す る場合には、 公 る表され た著作 物 を複製することができることとすること。

四 教 育 機 関 に お け る授 業 の 過程 に おい て、 当該授業を直接受ける者に対して公表された著作物 を提 供又は

提 示し 7 利用等する場合には、 当該授業が行われる場所以外の場所に おい て当該授業を 同 . 時 に 受ける者に

対して当該著作物を公衆送信することができることとすること。

五、入学試験その他人の学識技能 に 関する試験又は検定の目的上必要と認められ る限度に おい て、 当該試 験

又 は 検定 の問題として公表され た著作物 を公衆送信することができることとすること。

六 著作 権等を侵害した者が譲 渡し た物の 数 量等に基づき損害額 を算定できることとすること。

らないこととすること。

弋

被告が侵害

の

行

為に

係る物について否認するときは、

自己の行為の具体的態様を明らかにしなければ

な

八、その他関係規定の整備を行うこと。

九、この法律は、平成十六年一月一日から施行すること。

十、この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。